

空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例

平成六年十二月二十一日

条例第四十四号

改正 平成一二年 三月二八日条例第二号

空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例をここに公布する。

空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等ごみの散乱の防止について県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、県民、事業者及び県が分担するごみの散乱の防止についての責務を明らかにするとともに、県が実施するごみの散乱の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって県民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(基本となる責務)

第二条 何人も、みだりにごみを捨てるなどして、ごみを散乱させることのないようにしなければならない。

(県民の責務)

第三条 県民は、自主的に清掃活動を行うなど地域環境の美化に努めるとともに、県が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じたごみの散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、県が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(容器入り飲食料製造業者等の講ずべき措置)

第五条 容器入りの飲食料を製造し、又は販売する事業者は、空き容器の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

2 容器入りの飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に空き容器を回収する容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

3 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

(公共の場所における印刷物等の配布者等の講ずべき措置)

第六条 公共の場所において印刷物等を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。

2 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

(土地占有者等の責務)

第七条 土地を占有し、又は管理する者は、その占有し、又は管理する場所の清掃を行うよう努めるとともに、県が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村が実施する当該地域の実情に即したごみの散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

全部改正〔平成一二年条例二号〕

(県の責務)

第九条 県は、ごみの散乱の防止に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(基本方針)

第十条 知事は、ごみの散乱の防止に関する基本方針を策定するものとする。

2 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 ごみの散乱の防止についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
- 二 市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策の総合調整に関する事項
- 三 その他ごみの散乱の防止に関し必要な事項

3 知事は、第一項の基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。

(ごみ散乱防止強調週間)

第十一条 ごみの散乱の防止についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、ごみ散乱防止強調週間を設ける。

2 ごみ散乱防止強調週間は、五月三十日から六月五日までとする。

3 県は、ごみ散乱防止強調週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十二条 県は、県民、事業者、容器入り飲食料製造業者等、公共の場所における印刷物等の配布者等及び土地占有者等がごみの散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うものとする。

(市町村に対する援助)

第十三条 県は、市町村に対し、ごみの散乱の防止に関する施策を効果的に推進するために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係団体との連携)

第十四条 県は、ごみの散乱の防止に関する施策の実施に当たっては、ごみの散乱の防止に関する活動を行う団体と連携して行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十八日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。